

令和6年2月27日開会

盛岡北部行政事務組合議会第1回定例会議録

盛岡北部行政事務組合議会

## 目 次

◎開会・開議の宣告	3
◎議席の指定	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	4
◎諸般の報告	4
◎議案第1号～第12号の提案理由説明	6
◎議案第1号～第12号の内容説明	6
◎議案第1号の質疑、討論及び表決	16
◎議案第2号の質疑、討論及び表決	17
◎議案第3号の質疑、討論及び表決	17
◎議案第4号の質疑、討論及び表決	18
◎議案第5号の質疑、討論及び表決	22
◎議案第6号の質疑、討論及び表決	22
◎議案第7号の質疑、討論及び表決	23
◎議案第8号の質疑、討論及び表決	23
◎議案第9号の質疑、討論及び表決	24
◎議案第10号の質疑、討論及び表決	24
◎議案第11号の質疑、討論及び表決	25
◎議案第12号の質疑、討論及び表決	25
◎閉会・閉議の宣告	27

令和6年盛岡北部行政事務組合議会第1回定例会会議録						
告示年月日	令和6年1月26日					
/						
招集年月日	令和6年2月27日					
招集の場所	八幡平市役所議場					
開閉会の日時 及び宣告	開会	令和6年2月27日 14時00分			議長	福士範美
	閉会	令和6年2月27日 15時56分			議長	福士範美
開議の月日	2月27日	開議14時00分			散会15時56分	
応招（不応招） 議員及び出席 並びに欠席議員  出席13名 欠席0名 欠員0名  凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席 × 不応招 公▲ 公務欠席	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	工藤健一	○	10	藤岡徹	○
	2	大畑正二	○	11	武田光清	○
	3	外山一則	○	12	福士範美	○
	4	齋藤隆雄	○	13	松山宗治	○
	5	工藤多弘	○			
	6	井上辰男	○			
	7	立花安文	○			
	8	竹花結	○			
	9	深澤進	○			

会 議 録 署名議員	8	竹 花 結	9	深 澤 進
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職・氏名	管 理 者 八幡平市長	佐々木孝弘	事 務 局 長	工 藤 紀 之
	副 管 理 者 岩手町長	佐々木光司	事務局長補佐兼係長	本 堂 清 寿
	副 管 理 者 葛巻町長	鈴木重男	事務局長補佐兼係長	伊 藤 信 幸
	副管理者(代理) 盛岡市環境部長	小 原 勝 博	係 長	田中アサ子
	副 管 理 者 八幡平市副市長	田 村 泰 彦	係 長	佐 藤 学
	会 計 管 理 者 八幡平市会計管理者	高 橋 誠		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙議事日程に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開会14:00)

◎開会・開議の宣告

議 長 (福士範美君)

ただ今から、令和6年盛岡北部行政事務組合議会第1回定例会を開会いたします。ただ今の出席議員は13名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。これより会議を開きます。

◎議席の指定

議 長 (福士範美君)

日程第1、「議席の指定」を行います。

任期満了による葛巻町議会議員の改選に伴い、本年1月23日に開催された葛巻町議会臨時会において、当組合議員として、「竹花 結」君、「深澤 進」君、「藤岡 徹」君が選出された旨、当組合同規約10条第2項の規定に基づき、葛巻町長から報告がありました。

議席の指定は、当組合同議会規則第4条第1項の規定により、当職から指定いたします。

議席番号8番、「竹花 結」君、議席番号9番は「深澤 進」君、議席番号10番は「藤岡 徹」君を指定します。

ここで、新たに選出されました「竹花 結」君から、議席順に順次自己紹介をお願いいたします。

議 員 (竹花結君)

竹花結と申します。どうぞよろしく願いいたします。

議 員 (深澤進君)

深澤進と申します。よろしく願いいたします。

議 員 (藤岡徹君)

藤岡徹と申します。よろしく願いいたします。

議 長 (福士範美君)

以上で、日程第1を終わります。

◎会議録署名議員の指名

議 長 (福士範美君)

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、当組合議会会議規則第49条の規定により、当職から指名いたします。

会議録署名議員には、8番、竹花結君、9番、深澤進君を指名いたします。

#### ◎会期の決定

##### 議 長（福士範美君）

日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

「異議なし」と認め、よって、本定例会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。

なお、本日の議事日程はお手元に配布してありますので、ご了承願います。

#### ◎諸般の報告

##### 議 長（福士範美君）

日程第4、「諸般の報告」を行います。

なお、議会議員名簿、関係職員名簿及び例月現金出納検査並びに定期監査の結果報告については、第1回定例会資料と共に、配布をもって報告いたします。

続いて、管理者より報告を求めます。管理者、佐々木八幡平市長。

##### 管 理 者（佐々木孝弘君）

令和6年盛岡北部行政事務組合議会第1回定例会の開催にあたり、何かとご多用のところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

また、議員各位には、日頃から、当組合の業務運営に格別なるご支援、ご協力を賜っておりますことに改めて心から感謝申し上げます。

さて、昨年12月の葛巻町議会議員の改選にあたりましては、当組合議員として、竹花結議員、深澤進議員、藤岡徹議員の3名のご報告をいただいております。まずもって、ご当選を心からお喜び申し上げますとともに、今後、組合の管理運営に一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、昨年11月1日開催の令和5年盛岡北部行政事務組合議会第2回定例会以降の当組合の主な動きについてご報告を申し上げます。

はじめに、し尿処理施設の状況についてですが、本年度に計画をした修繕、

委託業務につきましては全て順調に推移しております。

次に、本年1月末までのし尿処理状況でございますが、昨年同期と比較いたしますと、生し尿は、搬入量で、1,182キロリットルの減、件数でも1,200件減少しております。一方、浄化槽汚泥は、533キロリットルの増、件数でも76件増加しております。

し尿全体では、649キロリットル減の24,443キロリットルとなっている状況でございます。

し尿処理事業の状況は、人口減少や水洗化等の社会的要因による搬入量の減少や施設の維持管理費の増加等、課題が山積しておりますが、組合といたしましては、安定した、し尿処理事業を継続するために構成市町と連携を図りながら施設運営に努めて参る所存でございます。

次に、介護保険事業の状況でございます。

本年1月末現在における管内の第1号被保険者数は、17,728人、前年同期と比較しますと、261人の減、要介護認定者数は3,662人で83人の減、サービス利用者数は2,983人で68人の減と、それぞれ減少しております。

介護給付費を見ますと、12月利用分までの介護給付費総額は、54億2,583万2千円となっており、前年同期と比較しますと、3,329万円、0.61%の減となっております。

本年度当初予算における給付費は、前年度当初予算比較で0.7%増の69億3,722万7千円を見込んでおりましたが、最終的に本年度の給付見込額は、当初予算比較で4.1%減の66億5,597万2千円ほどになるものと推測しているところでございます。

第9期介護保険事業計画につきましては、先般、議会議員全員協議会を開催していただき、その内容をご説明申し上げたところでございます。特に保険料につきましては、基準月額が6,586円と、第8期保険料6,499円に比較しまして87円、1.3%の増となる見込みでございます。

第9期介護保険事業計画は、団塊の全世代が75歳以上となる、令和7年度、更に令和22年度には団塊ジュニア世代が65歳に到達し、現役世代が急激に減少することを見据えたうえで、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れ、医療・介護・予防・生活支援サービスが切れ目なく提供されるよう、地域包括ケアシステムの一層の推進と介護予防・健康づくりの推進、共生・予防を両輪とする認知症施策の推進等の取組を進めることが重要であると認識しております。

介護保険制度は、その創設から23年が経過いたしました。介護保険制度が持続可能な制度として維持していくため、財源確保など、国への要望等と併せ、引き続き構成市町と連携を図りながら介護保険事業運営に努めて参る所

存でございます。

本日の定例会には、保険料額を定めております「介護保険条例の一部を改正する条例」を含む議案 12 件をご提案申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、諸般の報告とさせていただきます。

## 議 長（福士範美君）

以上で、「諸般の報告」を終わります。

### ◎議案第 1 号～議案第 12 号の提案理由説明

## 議 長（福士範美君）

この際お知らせいたします。介護保険事業に関する議案審議、議案第 4 号から、議案第 8 号、議案第 10 号及び、議案第 12 号、については、関係市町の議員による議決となりますことから、盛岡市を除く議員により質疑、討論及び表決を行います。

このことから、申し合わせ事項により盛岡市選出の議員は、議席に残ったままで、議席の氏名標を倒す形で進めてまいりますのでよろしくお願い致します。

日程第 5、議案第 1 号「盛岡北部行政事務組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて」から、日程第 16、議案第 12 号「令和 6 年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計予算」までを、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。副管理者、田村八幡平市副市長。

## 副管理者（田村泰彦君）

ただいま議長から上程いただきました議案 12 件の提案理由につきまして、それぞれの議案に記載のとおりでございます。なお、内容につきましては事務局長をしてご説明申し上げますのでご審議いただきまして、原案のとおりご賛同賜りますようお願い申し上げます。

### ◎議案第 1 号～議案第 12 号の内容説明

## 議 長（福士範美君）

提案理由の説明が終わりました。議案第 1 号から議案第 12 号までの内容説明を求めます。工藤事務局長。

## 事務局長（工藤紀之君）

議案第 1 号「盛岡北部行政事務組合監査委員の選任に関し同意を求めるこ

とについて」ご説明いたします。

現在、監査委員でございます小野寺浩さんでございますが、令和6年3月31日をもって任期が満了するため、新たに、香川豊さんを任命しようとするものでございます。

小野寺浩さんでございますが、平成28年4月より、2期、8年間監査委員としてご尽力していただきましたが、今回、一身上の都合により、令和6年3月31日をもって、ご退任されることとなります。

後任の香川豊さんでございますが、住所は、八幡平市荒屋新町140番地1、生年月日は、昭和33年8月13日生まれの65歳でございます。

一枚おめくりいただきまして、資料の経歴書でございます。学歴については、記載のとおりでございます。

職歴につきましては、昭和53年4月に、旧安代町役場職員に採用になりまして、平成25年4月から、企画総務部市長公室長、27年4月から、企画総務部長兼市長公室長兼松尾総合支所長を務められまして、31年3月に退職、その後再任用となり、令和5年2月に退職をなされております。現在は、八幡平市行政連絡員としてご活躍されております。

香川さんは、地方公務員として長く務められ、行政経験が豊富であり、識見を有する組合の監査委員として、適任であると考えられることから、新たに任命をお願いしようとするものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議案第2号「盛岡北部行政事務組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて」ご説明いたします。

盛岡北部行政事務組合議会の議員のうちから選任する監査委員に、深澤進議員を選任しようとするものでございます。

住所は、葛巻町江刈第8地割76番地16、生年月日は、昭和31年8月9日生まれの67歳でございます。

1枚おめくりいただき、深澤進議員のご経歴でございますが、経歴書に記載のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議案第3号「盛岡北部行政事務組合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の概要について、ご説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、第1号会計年度任用職員(いわゆるパートタイム会計年度任用職員)に対しまして、勤勉手当を

支給しようとするものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議案第4号「盛岡北部行政事務組合介護保険条例の一部を改正する条例」につきまして、内容をご説明いたします。

改正の内容でございますが、議案第4号資料により説明させていただきます。

第9期介護保険事業計画の策定に基づきまして、保険料額の改定及び介護保険法の一部が改正されたことを受けて条例の一部改正をしようとするものでございます。

また、併せまして、第3条、保健福祉事業に「要介護被保険者を現に介護する者の支援のための事業」等を加え、事業拡大を図るものでございます。

次のページとなります。別紙をご覧願いたいと思います。

介護保険料について、説明申し上げます。

基準月額につきましては、現行の6,499円を、第9期介護保険事業計画においては、6,586円としまして、第1段階から第13段階までの年額保険料を表のとおり改正しようとするものでございます。

なお、所得段階が第1段階から第3段階までの被保険者の保険料については、第8期計画に引き続き、軽減強化を行うものでございます。

また、合計所得金額の基準について、介護保険法施行規則の改正によりまして、第9段階から第13段階の対象者の金額に改めるものでございます。

裏面の表でございます。公費によります保険料の軽減額となりまして、軽減につきましては、介護保険条例第4条第5項により介護保険条例施行規則で定めることとされており、それぞれ軽減後の保険料額を、第1段階は22,500円、第2段階は38,300円、第3段階は54,100円とするものでございます。

条例の施行期日につきましては、令和6年4月1日からとするものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議案第5号「盛岡北部行政事務組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」及び、議案第6号「盛岡北部行政事務組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」につきまして、内容をご説明いたします。

この2つの条例の改正は、介護保険法の改正及び介護保険における指定地域密着型サービス事業所等の基準を定める国の関係基準省令等が改正されたことによりまして、国の基準を基に定めております当組合条例も改正する必要があるために改正をしようとするものでございます。

改正の内容でございますが、議案第5号・第6号「資料」に基づき説明させていただきます。資料をご覧くださいと思います。

改正の主な内容でございますが、今回の国の基準の改正は、訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能型サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、住居系サービス、施設系サービスの各基準について改正されており、組合においては、地域密着型サービスに係る関係条例の改正を行うものでございます。

次のページ、別紙資料をご覧ください。改正される部分について記載したものとなります。

全サービス共通部分の主なものとしましては、管理者の業務基準の緩和を行う、がでございますが、管理者の兼務範囲の明確化として、提供する介護サービスの質を確保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えないことを明確化する。

次に、身体的拘束等に関する内容を具体的取扱方針に定める、身体的拘束等の内容の記録整備の義務付けでは、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、措置として、委員会の設置、指針の整備、研修の実施を義務付ける。当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

次に、重要事項のウェブサイトへの掲載の義務付けでは、事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として、ウェブサイトに掲載することを義務付ける、などでございます。

なお、条例の施行期日につきましては、いずれも令和6年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第5号、議案第6号の説明を終わります。

議案第7号「盛岡北部行政事務組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」及び、議案第8号「盛岡北部行政事務組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な方法に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例」につきまして、内容をご説明いたします。

この2つの条例の改正は、介護保険法の改正及び介護保険における居宅サービス事業所等の基準を定める国の関係基準省令等が改正されたことによりまして、国の基準をもととして定めております当組合条例も改正する必要性が生じたために改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、議案第7号・第8号「資料」に基づきまして説明させていただきます。資料をご覧ください。

改正の主な内容でございますが、今回の国の基準の改正は、居宅サービス全般にわたり改正がなされており、組合におきましては、指定居宅介護支援等の基準について改正を行うものでございます。

次のページ、別紙資料をご覧ください。改正される部分につきまして記載したものといたします。

居宅介護支援・介護予防支援とも共通事項といたしましては、従業員の員数では、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤ケアマネージャーを置くことが必要となる人員基準についての見直し、管理者については、管理者の業務範囲の明確化として、管理上支障がない場合に、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所でなくても差し支えないこととする。

内容及び手続の説明及び同意については、利用者等に説明し、理解を得ることを居宅支援事業者の努力義務とする、などでございます。

なお、条例の施行期日につきましては、いずれも令和6年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第7号、議案第8号の説明を終わります。

議案第9号、「令和5年度盛岡北部行政事務組合一般会計補正予算(第2号)」につきまして、主な内容をご説明いたします。

補正予算書、1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,529万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,940万2千円にしようとするものでございます。

4ページをお開き願います。本表は補正予算、第2条に規定する債務負担行為となります。令和6年度からの事業執行に向けて今年度中に契約準備を進める必要があることから設定しようとするものでございます。期間及び限度額は記載のとおりでございます。

初めに、歳出の主なものについて、ご説明いたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、8ページをお開き願います。

2款1項1目「一般管理費」6万1千円の減額は、12節、ホームページ例規集更新業務の完了により減額するものが主なものとなります。

中段でございます。3款1項1目「清掃総務費」40万4千円は、給与改定による職員給与等の増額によるものとなります。

3款1項2目「し尿処理費」10節「需用費」1,720万8千円の減額は、消耗品費の薬品類の使用量精査及び入札による単価の減額によるもの、燃料費及び修繕料につきましても、使用量や事業精査により、それぞれ減額しようとするものでございます。

12節「委託料」171万2千円は、当初予測しておりました、し尿収集搬入量が増加する見込みにより、し尿収集運搬委託料を増額、活性炭入替業務委託料は、入札減により、減額とするものでございます。

次に歳入の主なものについて、ご説明いたします。戻っていただき、7ページをお開き願います。

1款1項1目「盛岡北部行政事務組合負担金」1,887万1千円は、歳出予算の経常経費の精査により、減額補正しようとするものでございます。

2款2項1目「し尿処理手数料」356万3千円は、当初予測したし尿収集量よりも搬入量が増加しているため増額補正しようとするものでございます。以上で、議案第9号の説明を終わります。

議案第10号、「令和5年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計補正予算（第3号）」につきまして、補正の主な内容をご説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億8,814万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億271万2千円にしようとするものでございます。

令和5年度は、第8期介護保険事業計画の最終年度となっておりますことから、支出状況を精査のうえ、特にも保険給付費につきましては、これまでの給付実績を基に減額補正となっております。

初めに、歳出の主なものにつきまして、ご説明いたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、8ページをお開き願います。

1款2項2目「認定調査等費」596万円は、今年度の実績見込みにより、主治医意見書作成手数料及び介護認定調査業務委託料を減額しようとするものでございます。

2款1項「介護サービス費等諸費」は、本年度のこれまでの支払実績、今後の見込み額を勘案いたしまして、それぞれ減額するものであります。

9ページをお開き願います。

2款5項「特定入所者介護サービス等費」につきましても、施設介護サービス費の減により、食費・居住費にあたる補足給付分を減額するものでございます。

次に歳入の主なものについて、ご説明いたします。戻っていただき、6ページをお開き願います。

1款1項1目「第1号被保険者保険料」2,099万6千円は、本年度の調定額を基に、減額しようとするものでございます。

2款1項1目「盛岡北部行政事務組合負担金」4,258万1千円は、歳出の総務費、認定審査費及び介護給付費の減額に伴い、減額しようとするものでございます。

4款「国庫支出金」から次ページの6款「県支出金」につきましても、保険給付費の減額に伴い、負担割合に応じ減額するものでございます。

7ページの中段でございます。8款1項1目「介護給付費準備基金繰入金」につきましては、当初予算で、8,200万円を見込んでおりましたが、介護給付費予算の減に伴い、3,500万円減額するものでございます。令和5年度は、準備基金から4,700万円の繰り入れとなります。

以上で議案第10号の説明を終わります。

議案第11号「令和6年度盛岡北部行政事務組合一般会計予算」について、主な内容をご説明いたします。

一般会計予算書、1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,153万8千円と定めようとするものでございます。

第2条、一時借入金及び第3条、歳出予算の流用については記載のとおりとなります。

初めに、歳入の主な内容をご説明いたします。歳入歳出予算事項別明細書6ページをお開き願います。

1款1項1目「盛岡北部行政事務組合負担金」は4億543万5千円、前年度比較で89万円の増を見込んでおります。衛生費経常経費分の増が主な要因でございます。

なお、組合負担金の状況につきましては、別冊の令和6年度予算の概要8、9ページに構成市町別の内訳を載せておりますので、お目通し願います。

2款2項1目「し尿処理手数料」は、1億9,465万5千円、前年度比較で79万9千円の減を見込んでおります。し尿収集量の減が主な要因となっております。

3款1項1目「低所得者保険料軽減負担金」、次ページでございます。4款

1 項 1 目「低所得者保険料軽減負担金」につきましては、介護保険の第 1 号被保険者保険料について、第 1 段階から第 3 段階の軽減に係る国及び県負担分でございます。

次に歳出の主な内容をご説明いたします。9 ページ 10 ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目「一般管理費」2,332 万円は、前年度と比較して 10 万 8 千円の減となっております。

11 ページ、12 ページをお開き願います。

3 款 1 項 1 目「清掃総務費」4,514 万 9 千円は、前年度比較で 54 万 9 千円の減となっております。

同款同項 2 目「し尿処理費」4 億 4,374 万円は、し尿処理施設に係る経費が主なものとなっております。前年度と比較して、927 万円の増額を計上するものでございます。このうち、10 節「需用費」2 億 222 万 8 千円は、消耗品費、燃料費におきましては、薬品単価、燃料単価の増、修繕料では、新たに、増設棟基礎漏水修繕を予定しており、需用費では、前年度と比較して、294 万円の増となっております。

12 節「委託料」2 億 4,038 万 3 千円は、管内 7 業者に委託しております、し尿収集運搬委託料と、毎年実施しております 16 業務に加え、3 年毎に実施の、施設精密機能検査、5 年毎に策定の生活排水処理基本計画策定業務を予定しております。

13 ページをお開き願います。

4 款 1 項 1 目「介護保険総務費」、18 節「負担金、補助及び交付金」は、介護保険業務に従事している派遣職員の人件費負担金として、構成市町に対して交付するものでございます。

27 節「繰出金」は、低所得者に係る介護保険料の公費負担分として介護保険特別会計へ繰出しをするものでございます。

以上で、議案第 11 号、令和 6 年度一般会計予算の説明を終わります。

議案第 12 号「令和 6 年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計予算」につきまして、主な内容をご説明いたします。

介護保険特別会計予算書の 1 ページをお開き願います。

第 1 条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 69 億 9,021 万 7 千円と定めようとするものでございます。

第 2 条、一時借入金及び第 3 条、歳出予算の流用については記載のとおりとなっております。

初めに、事項別明細書の総括において、令和 6 年度予算の概要をご説明い

たします。6ページをお開き願います。

本年度予算額と前年度予算額と比較いたしまして、2億9,570万8千円の減、率にして4.1ポイントの減となっております。

7ページ、総括の歳出です。

令和6年度は、第9期介護保険事業計画の初年度予算であり、歳出の柱である保険給付費は、事業計画の給付見込額としておることから、保険給付費の減が主な要因となっております。

そのことから、国庫をはじめとする公費負担や、支払基金からの負担についても、それぞれの負担割合に応じた減額を見込んだ予算となっておりますのでございます。

それでは、歳入の主な内容をご説明いたします。歳入歳出予算事項別明細書、8ページをお開き願います。

1款1項1目「第1号被保険者保険料」1節「現年度分保険料」11億6,796万5千円は、第9期介護保険事業計画の令和6年度保険料収納必要額、12億4,985万9千円から、低所得者に対する公費負担軽減額相当分8,189万3千円を差し引いた額を予算計上しております。

2款1項1目「盛岡北部行政事務組合負担金」9億6,652万2千円は、前年度当初予算と比較しまして4,213万6千円の減、率にして4.2%の減となっております。介護給付費負担金の減が主な要因となります。

なお、組合負担金の状況について、別冊の令和6年度予算の概要8、9ページに構成市町別の内訳を載せておりますので、お目通し願います。

4款「国庫支出金」から、9ページの5款「支払基金交付金」及び、10ページ、6款の「県支出金」につきましては、それぞれの負担割合に応じた額を計上しているものでございます。

10ページ、下段をご覧ください。

8款1項1目「介護給付費準備基金繰入金」につきましては、第9期介護保険事業計画期間の取崩額3億円のうち、令和6年度分として、1億円を介護保険特別会計に繰り入れをしようとするものでございます。

11ページをお開き願います。

8款2項1目「低所得者保険料軽減繰入金」につきましては、一般会計から介護保険特別会計への繰り入れとなっております。

次に、歳出の主な内容について、ご説明いたします。13ページ、14ページをお開き願います。

1款1項1目「一般管理費」4,720万5千円は、介護保険事業運営に係る経常経費が主な経費となっております。前年度と比較して、230万5千円の減となっております。

新規事業といたしましては、12 節、委託料の下から 4 つ目、介護保険事業計画に関する進捗評価業務、77 万円、こちらについては、第 9 期計画の進捗状況の評価を行い、評価指標に関する資料作成経費となります。

また、そのふたつ下の介護保険システム標準化移行計画策定業務、標準化文字同定対応業務につきましては、介護保険システムの全国共通標準化に係る経費となります。

15 ページをお開き願います。

1 款 2 項「介護認定審査費」は、介護認定審査会及び介護認定調査に要する経費でございます。

続きまして、16 ページから 19 ページまでの 2 款「保険給付費」、3 款「地域支援事業費」でございます。

保険給付費につきましては、第 9 期介護保険事業計画でお示ししております、それぞれのサービス計画値を計上しております。そのうち、主なものとして、2 款 1 項「介護サービス等諸費」は、前年度と比較して、2 億 6,401 万 5 千円の減となっております。

地域支援事業費につきましても、介護保険制度に位置付けられた 65 歳以上の方に対する介護予防等に関する事業で、第 9 期計画でお示ししている計画値を計上しております。

19 ページの中段、4 款 1 項 1 目「保健福祉事業費」でございますが、在宅で生活する要介護被保険者の保健衛生の増進及び経済的負担の軽減を図るため、介護保険料を財源として、構成市町が実施する、紙おむつ等給付事業に対しての補助金 470 万円を計上しております。

5 款 1 項 1 目「介護給付費準備基金積立金」は、介護給付費が事業計画で算出された額を下回り、余剰となると見込まれる第 1 号被保険者の保険料分について、基金積み立てをするものでございまして、本年度は、151 万 1 千円を見込んでおります。

以上で、議案第 12 号、「令和 6 年度介護保険特別会計予算」の説明を終わります。

## 議 長（福士範美君）

以上で、議案第 1 号から議案第 12 号までの内容説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。再開時間を 15 時 15 分といたします。

（休憩 14：55）

（再開 15：15）

◎議案第1号の質疑、討論及び表決

議 長（福士範美君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

当局から発言の申し出がありますので、これを許可します。

工藤事務局長。

事務局長（工藤紀之君）

先程ご説明いたしました、議案第4号の準備をお願いしたいと思います。  
議案第4号の説明の資料でございます。

「盛岡北部行政事務組合介護保険条例の一部を改正する条例」でございますが、別紙資料一番後ろの裏面でございます。公費による保険料の軽減額というものがございます。こちらの方で、左から第9期保険料、軽減額、軽減後そして第8期保険料年額、として米印で軽減後ということで書かさっております。こちらの方の、米印の軽減後のところを削除していただきたいと思っております。こちらにつきましては、第9期と8期の比較ということで、資料としてつけさせていただきました。こちらは軽減後ではなくて、軽減前の額という形になります。よろしくをお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

議 長（福士範美君）

これから質疑を行います。

この際お願いいたします。本定例会の質疑の方法には、当組合議会会議規則第26条を適用します。発言にあたっては、挙手のうえ、発言願います。

なお、質疑にあたっては同一の議題について1人3回までとし、1回当たり3点以内とするようご協力をお願いいたします。あわせて、質疑、答弁にあたっては、要点をまとめて、簡潔にお願いいたします。

初めに、日程第5議、議案第1号「盛岡北部行政事務組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑、ありませんか。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認め、から、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。  
議案第1号を、原案のとおり、同意することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。よって、議案第1号「盛岡北部行政事務組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて」は、同意することに決定いたしました。

#### ◎議案第2号の質疑、討論及び表決

##### 議 長（福士範美君）

次に、日程第6、議案第2号「盛岡北部行政事務組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、深澤進君の退場を求めます。

（深澤進議員退場）

これより質疑を行います。質疑、ありませんか。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認め、これから、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。

議案第2号を、原案のとおり、同意することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。よって、議案第2号「盛岡北部行政事務組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて」は、同意することに決定いたしました。

ここで、深澤進君の入場を認めます。

（深澤進議員入場）

それでは、ただ今同意されました盛岡北部行政事務組合監査委員「深澤 進」君から、ご挨拶をお願いいたします。

##### 議 員（深澤進君）

ただ今監査委員に選任いただきました深澤でございます。皆様のご指導をいただきながら、監査委員の職務を務めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ◎議案第3号の質疑、討論及び表決

##### 議 長（福士範美君）

次に、日程第7、議案第3号「盛岡北部行政事務組合第1号会計年度任用

職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑、ありませんか。

(「なし」の声あり)

「質疑なし」と認め、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認め、これから、議案第3号を採決します。議案第3号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号「盛岡北部行政事務組合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり、可決されました。

#### ◎議案第4号の質疑、討論及び表決

##### 議 長 (福士範美君)

次に、日程第8、議案第4号「盛岡北部行政事務組合介護保険条例の一部を改正する条例」についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑、ありませんか。

(齋藤隆雄議員挙手)

##### 議 長 (福士範美君)

齋藤隆雄君。

##### 議 員 (齋藤隆雄君)

議席番号4番齋藤です。

介護保険の引き上げに伴う形での2点お聞きしたいんですけども、第1被保険者保険料収納必要額という形で、保険料の算出をされたと思いますが、2000年にこの制度がスタートしてから現在に至るまで、この算出方法は変わっていないのかどうかお聞きしたい点、あと全員協議会の時に質問させていただきました87円の第5段階の引き上げ幅、年間にすると千円の引き上げということで、基金の取り崩しをすることによって、この保険料の引き上げを行わなくても運営できるのではないかというご質問をさせていただいたんですけども、その後この定例会に向けての期間において、その引き上げについて検討していただけたかどうかをお伺いいたします。

**議 長（福士範美君）**

工藤事務局長。

**事務局長（工藤紀之君）**

齋藤議員から2点のご質問を承りました。

まず、介護保険制度が始まってからの保険料の必要額の算出という形でございますが、特に必要額の算出方法につきましては、以前から変わっていない方式でございます。ただ、その年々で給付等々が変わってきますけれども、基本的な算出方法というのは変わってございません。

2点目でございます。全員協議会の説明後から、その後検討しているかというお尋ねかと思えます。まず、全員協議会にご説明する前に介護保険運営協議会というのを2月6日に開催させていただきました。その際に、第9期介護保険事業計画、そちらにつきましては保険料も含めての計画ということで、ご承認賜ったと受け止めておりますので、その後につきましては保険料の見直し等は考えていないということでございます。以上でございます。

**議 長（福士範美君）**

齋藤隆雄君。

**議 員（齋藤隆雄君）**

1点目についてですけど、2000年から介護保険の制度が始まりまして、当初1年目の決算を見ると、全国で3兆8,000の収入に対して、支出が3兆5,800ほどで、積立とかですれ基準となるものが1千億以上の黒字、国の交付金が入っているので黒字とは言いませんけれども、剰余金が出ている形で基金が積み上がり、平成21年度の資料しかないんですけど、歳入歳出とも11兆円を超えてはいるんですけど、保有残高といいますか、基金の残高は全国で見ると、9,000億円を超えているという剰余金の非常に莫大な金額になっているのが現状なんですね。それで、先程お聞きしましたら、その収納の必要とする金額において、その計算方法が変わっていないのであれば、保険料をもう第1被保険者から取り過ぎているのは明らかではないかと私は考えます。この基金というのはあくまでも国の予算、県の予算、自治体で負担したもののについては、1年度ごと単年度ごとに返還をされていると思うんです。残って積み上げたのは、第1被保険者のかけた分の剰余金が、こういう形で積み上がった形だと思います。そこで、全員協議会の中で私としては、剰余金がまず後で金額的なものはまたお示ししますけれども、そういう形で運営が

できる中で、物価高騰で高齢者が非常に生活苦難の時に、保険料を 87 円引き上げなくても運用できるのではないかという形で、ご質問させていただきましたが、この辺についてはどういう風にお考えか、お聞きしたいと思います。

**議 長（福士範美君）**

管理者佐々木八幡平市長。

**管 理 者（佐々木孝弘君）**

私からお答え申し上げたいと思います。

今回の保険料の算出にあたりましては、基金の方から 3 億を取り崩して 87 円の引き上げにとどめたという形であるわけですが、試算では議員がおっしゃる 87 円、年間で約 1,000 円を引き上げしないで現状維持した時には、3 億 5,000 万くらいの基金の取り崩しになる見込みであります。いろんなご意見をいただきながら、3 億の取り崩しというのは 10 期の計画も考えた時に非常にぎりぎりのところでの取り崩しの額だという風に思うわけであります。やはり 9 期の 3 年間しのげばいいという事ではなくて、10 期に向けての財源の確保もしていかなければならない中で、繰り返しますがぎりぎり 3 億の取り崩しという事で、月額 87 円の引き上げをしたいという事でありますので、そこはご理解いただきたいと思います。

**議 長（福士範美君）**

他に、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。これより討論を行います。討論ありませんか。

（齊藤隆雄議員挙手）

**議 長（福士範美君）**

齊藤隆雄君。

**議 員（齊藤隆雄君）**

議案第 4 号「盛岡北部行政事務組合介護保険条例の一部を改正する条例」に反対の立場で討論を行います。

第 4 条令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（1）～（13）までの金額が示されています。

反対の理由は令和6年度からの第9期介護保険事業計画で第1被保険者保険料が第5段階基準額、月87円年額1,000円の引き上げになったことにあります。介護給付費準備基金の取り崩しについて全員協議会でもご説明しましたが、「介護保険制度においては、計画期間内に必要となる保険料を各計画期間における保険料で賄うことを原則としていることからすれば、介護給付費準備基金の剰余金は当初計画期間終了時、すなわち次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に企てることが一つの考え方であると考えている。介護給付費準備基金の適正な水準は保険者に決定いただくものであるが、各保険者におかれては、上記の考え方に基づき、その積極的な取り崩しを検討いただきたい。なお、保険料収入が不足する場合には財政安定化基金からの貸付及び交付を活用することができることとなっている。」厚労省の通達であります。介護給付費準備基金の残高は令和6年1月末で4億9,052万546円となっている。令和5年度中に4,700万円の基金の取り崩しの予定とお聞きしました。当年度末残高は、4億4,352万546円と見込まれます。第9期介護保険事業計画によれば第1被保険者数は、令和6年度17,608人、令和7年度17,440人、令和8年度17,260人、合計52,508人。補正後はそれぞれ6年度16,275人、7年度16,120人、8年度15,954人であり、合計48,350人です。今回の保険料の引き上げは、第5段階基準額に対する割合の場合、1人あたり年1,000円となり、合算すれば令和6年度1,627万5千円、令和7年度1,612万円、令和8年度1,595万4千円で、3年間の総額は4,835万円の引き上げ額となります。保険料引き上げ分を介護保険給付費準備基金で十分に対応できると見込まれます。県内33自治体保険者24組合で9期計画では5保険者が保険料引き下げを行い、9保険者が保険料据え置き、盛岡市と住田町は検討中となっております。私の資料では、北部行政組合介護保険料は引き上げを行わずとも運営できると判断し条例の改正に反対の討論をします。

**議 長（福士範美君）**

他に、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認め、これから、議案第4号を採決します。議案第4号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。よって、議案第4号「盛岡北部行政事務組合介護保険条例

の一部を改正する条例」は、原案のとおり、可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論及び表決

議 長（福士範美君）

次に、日程第9、議案第5号「盛岡北部行政事務組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑、ありませんか。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。これから、議案第5号を採決します。議案第5号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。よって、議案第5号「盛岡北部行政事務組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論及び表決

議 長（福士範美君）

次に、日程第10、議案第6号「盛岡北部行政事務組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑、ありませんか。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。これから、議案第6号を採決します。議案第6号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。よって、議案第6号「盛岡北部行政事務組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第7号の質疑、討論及び表決

##### 議長（福士範美君）

次に、日程第11、議案第7号「盛岡北部行政事務組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑、ありませんか。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。これから、議案第7号を採決します。議案第7号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。よって、議案第7号「盛岡北部行政事務組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第8号の質疑、討論及び表決

##### 議長（福士範美君）

次に、日程第12、議案第8号「盛岡北部行政事務組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認め、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。これから、議案第8号を採決します。議案第8号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第8号「盛岡北部行政事務組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第9号の質疑、討論及び表決

##### 議 長 (福士範美君)

次に、日程第13、議案第9号「令和5年度盛岡北部行政事務組合一般会計補正予算(第2号)」についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑、ありませんか。

(「なし」の声あり)

「質疑なし」と認めます。これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。これから、議案第9号を採決します。議案第9号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第9号「令和5年度盛岡北部行政事務組合一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第10号の質疑、討論及び表決

##### 議 長 (福士範美君)

次に、日程第14、議案第10号「令和5年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計補正予算(第3号)」についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑、ありませんか。

(「なし」の声あり)

「質疑なし」と認めます。これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。これから、議案第 10 号を採決します。議案第 10 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第 10 号「令和 5 年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計補正予算(第 3 号)」は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 11 号の質疑、討論及び表決

議 長 (福士範美君)

日程第 15、議案第 11 号「令和 6 年度盛岡北部行政事務組合一般会計予算」についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑、ありませんか。

(「なし」の声あり)

「質疑なし」と認めます。これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。これから、議案第 11 号を採決します。議案第 11 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第 11 号「令和 6 年度盛岡北部行政事務組合一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 12 号の質疑、討論及び表決

議 長 (福士範美君)

次に、日程第 16、議案第 12 号「令和 6 年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計予算」についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑、ありませんか。

(井上辰男議員挙手)

議 長 (福士範美君)

井上辰男君。

議 員 (井上辰男君)

6 番井上です。確認したいんですけども、19 ページの 4 款 1 目新規事業の

紙おむつ等給付事業補助金でございますけれども、先程の説明の中では構成市町と連動してやるという事で、在宅介護の方に給付するという事ですけども、要介護者となるとさっきの説明では3,662名だったですかね、これは要介護3以上とか4以上とかという規制がないのか伺いたいと思います。それと2点目、給付方法としては現物支給なのか現金助成なのか、その件を確認したいと思います。

**議 長（福士範美君）**

工藤事務局長。

**事務局長（工藤紀之君）**

6年度予算で保健福祉事業という事でおむつ給付470万という事での予算措置でございます。こちらについては、これまで構成市町さんの方でも紙おむつ給付は実施しておるところもでございます。ただ、国の方の地域支援事業費という国の財源がございまして、そちらの方が9期以降は措置しないという事で、一般財源措置という形になる、と、やはり継続して必要だという事で、今回は保健福祉事業という介護保険の財源を使って実施させていただくものでございます。

介護度の要件でございますけれども、対象の方は要介護2から要介護5と認定された方の在宅で生活をしている方という事でございます。あと、現物給付かという事でございますけれども、こちらは組合の方から構成市町の方に補助金という形で、交付させていただく予定となっております。以上でございます。

**議 長（福士範美君）**

井上辰男君。

**議 員（井上辰男君）**

了解いたしました。

各構成市町には補助金として出るという事なんですけれども、各構成市町で違うのかどうか分かりませんが、給付方法としましてですね、紙おむつ代は結構お金がかかるという風に聞いてますので、非常に有り難い事業だと思っておりますけれども、毎月支給になるのか、年1回になるのか、これも確認しておきたいと思います。

**議 長（福士範美君）**

工藤事務局長。

**事務局長（工藤紀之君）**

補助金という事でございますので、こちらの方からは最終的に年度末にお支払いするという事になります。ただ、構成市町の方で同様の予算措置をしてるかと思えます。それによりまして、それぞれの構成市町の方で、毎月支払いするかまとめて支払うかというのは、構成市町のお考えかと思えます。

また、一般財源的に今もやっております横出しとか上乘せサービスという形でそれ以上の部分の給付というのも、可能かなという形でございます。組合といたしましては、補助金の金額ひと月あたり 2,000 円を上限という事で決めさせていただいております。以上でございます。

**議 長（福士範美君）**

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認め、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認め、これから、議案第 12 号を採決します。議案第 12 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。よって、議案第 12 号「令和 6 年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

**◎閉会・閉議の宣告**

**議 長（福士範美君）**

以上を持ちまして、本定例会の日程は、すべて終了いたしました。本日の会議は、これをもって閉じ、令和 6 年盛岡北部行政事務組合議会、第 1 回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労様でした。

（閉会 15 : 56）

盛岡北部行政事務組合議会議長

福士 寛美

盛岡北部行政事務組合議会議員

竹花 結

盛岡北部行政事務組合議会議員

深澤 進